

日頃の生活等の生活統の保護を要求するところである  
右要求す

一九三一・三・三〇

市役業員

職首及對斗亭同窓

東京市会御中

第百二十六號

昭和六年四月二日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿  
社會 局長 官 殿  
各 廳 長 官 殿 (八通身办)

東京市役業員組合等、解雇及將運動ニ関スル件 (第二十報)

(一) 組合側ハ常任委員ヲ變更運動スルニ共ニ四月二日ハ古殿所ニ大衆運動ヲ行フ事ヲ決ス  
四月三日ハ古村在ノ在野黨別無見運動ヲナスコト等ノ指令ヲ發送ス

(二) 組合幹部ハ解雇辭令ノ取置メ其他指令ノ徹底方ニ就キ本連中ニヒカ一級從業員ハ平常通  
休業シ居リテ指令徹底セス

(三) 組合幹部ハ組合統制ヲ見テ到底徹底的抗争等ハナシ能ハサズト見達シテ附テ居ルニ  
以テ一たび徹底要求ヲ行フニ拒絶ノ場合ハ解雇手前ノ徹底要求ニ依リ運動ヲ進メ適宜ノ將校ヲ  
見テ運動ヲ打切セムト認メラル。又尚本行發意中

標記及將運動ニ関スル員後ノ經過左記ノ道ニ有之

記

一 市役組合 (市役同窓會) 令 (本部) 行動  
二 指令ノ發送ト常任委員委員ノ變更

6. 4. 8  
732121